

秋田県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程

H17. 5.6

＜複数校合同チーム（以下合同チームと記述）参加承認の趣旨＞

本規程は、今後進む生徒数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成が出来ず、大会出場の機会がなくなる選手がでてくることが予想されることから、その生徒たちに活動の場を補償するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではない。

1. 合同チーム編成条件

- (1) それぞれの学校において、学校教育計画に基づいて活動していること。（それぞれの学校で部が設置され、顧問が存在すること）
- (2) 当該校では、学校管理下で、それぞれ顧問もしくは外部指導者の指導の下、日常的・計画的に活動を行っていること。
- (3) 合同チームは、原則として同一郡市内の当該校であること。
- (4) 合同チームは、事前に当該専門部に概要を申請し、内諾を受けた上で、それぞれの学校長が認め、以下に定める手続きが行われていること。
- (5) 合同チームは、各郡市中体連に承認され、郡市予選で県大会出場資格を得たチームであること。

2. 合同チーム承認種目：個人種目のない種目に限る{ 正規試合人数}

- (1) バスケットボール{ 5 } ・サッカー{ 1 1 } ・ハンドボール{ 7 }
・バレーボール{ 6 } ・軟式野球{ 9 } ・ソフトボール{ 9 }
・ラグビー{ 1 2 } 以上7種目

3. 合同チーム編成基準

上記{ 正規試合人数} 満たない場合、合同チームを編成することができる。

【編成例】

- (1) 部員数が正規試合人数に満たない当該校で、単独チーム編成が困難な2校以上による合同チーム。
- (2) 部員数が正規試合人数に満たない当該校と、正規試合人数は満たしているものの単独チーム編成が厳しい状況にある当該校2校による合同チーム。
- (3) 正規試合人数に満たない当該校が、部員数に余裕がある当該校より部員を借りて編成する合同チーム。

以上の合同チームは、全ての大会に適用とする。

4. 合同チーム編成細則

- (1) 各種目の特性に応じて多様な条件が考えられることから、「勝利至上主義」「強化目的」を防止するための「細則」を各専門部で必要に応じて作成し、審査する。
- (2) 各専門部の審査・内諾に当たっては、原則として郡市専門部で行い、必ず県専門部へ報告すること。必要に応じて随時、県専門委員長及び県中体連事務局へ相談すること。

5. チーム名

- ①編成例(1)(2)の場合、複数校名連記
- ②編成例(3)の場合、それぞれの校名

6. 引率・監督

引率・監督は教員・校長とし、各校の監督が引率することを原則とする。

7. 手続き

手続きを開始するにあたっては、事前に「項目4」に従い、各専門部の審査・内諾を受けていること。

(1) 合同チーム参加承認願いの提出先及び期限

①春季大会の場合、随時。

②総体の場合、5月末までに。

③秋季大会の場合、大会3週間前もしくは抽選会1週間前までに。

各郡市中体連会長宛に**関係書類**（＜様式1＞「合同チーム大会参加承認願い」・＜様式2＞「合同チーム編成に関する協定書」の写し）を添えて申請する。

(2) 各郡市中体連で承認した場合、各郡市中体連会長より秋田県中学校体育連盟会長宛に上記関係書類の写しを添えて届け出ること。

8. 参加申込

手続き終了後、各種目ごと「合同チーム用参加申込書」に当該各校校長印を押印し、代表校校長が申込を行う。

9. 表彰

表彰は、申請合同チーム名で行う。ただし、各校に賞状を授与する。

栄章規程：監督章・指導者章に該当した場合、代表監督1名を表彰する。

10. その他

(1) 合同チーム参加に関わる細則は、当該専門部で定める。

(2) 合同チームとして参加する当該校は、専門部の定める細則に従わなければならない。

(3) 郡市大会における「合同チーム参加に関する規程」は、本規程に準拠することとする。

(4) 合同チーム承認後、転入生等で部員数が増えた場合でも、承認を受けた大会において合同チームは認められる。

付 記

本規程は、平成15年 4月 1日より施行する

本規程は、平成17年 5月 6日改訂する。